

令和元年度1月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年1月27日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第3号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 二上 英一 3番 内野 喜昭
4番 池田 稔 5番 木下 信夫 6番 斉藤 博之
7番 川口 浩 8番 西海 静夫 9番 山田 茂美
10番 野村 與志次 11番 石井 進 12番 田中 唯喜
13番 本橋 与志喜 14番 新井 祥穂 15番 小林 澄子
17番 町田 健

欠席委員 16番 福原 浩昭

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号6番 斉藤博之委員、7番 川口浩委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は林二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は463平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。

用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については水道・下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

2 議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字柿木台です。現況地目は畑で、面積は2,088平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年2月1日から令和3年1月31日までの1年間です。

申請番号2番、受人、渡人は議案書に記載のとおりです。所在地は大字牛沼字下原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,180平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年2月1日から令和5年1月31日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南平の9筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は9筆合わせて14,275平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年2月1日から令和5年1月31日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人は議案書に記載のとおりです。所在地は大字本郷字下前です。現況地目は畑で、面積は995平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年2月1日から令和4年9月30日までの2年8か月です。

以上の4件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

3 議案第3号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について

議長： 「議案第3号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議に

ついて」御説明いたします。

令和元年11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」に基づき、各市町村農業委員会の総会においても決議の実施をするよう一般社団法人埼玉県農業会議から通知があったことから、以下のとおり提案いたします。

このことについて、11月の地区打ち合わせにおいて、資料の配布、御説明をさせていただきましたが、令和元年の10月、奈良県の農業委員会及び大分県の農業委員会で、農地転用の許可手続きで便宜を図ったとして、逮捕された報道があったことから、農業委員会が担っている職務の重要性を認識していただき、改めて農業委員、推進委員の方は、公正な職務の遂行に努めていただくよう、更なる綱紀粛正の図られるようお願いしました。

今回は、添付資料の2枚目のとおり昨年の11月28日に、全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」がされ、添付資料の1枚目のとおり埼玉県農業会議から、各農業委員会の総会においても「綱紀保持に関する申し合わせ決議」を実施するよう通知があったことから、議案として提案することになりました。

決議をしていただく内容といたしましては、議案書に記載のとおりとなりますので、読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。

議長： 議案第3号について審議します。意見はありますか。

意見がないようですので、議案第3号について、この内容で決議することよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 議案第3号については、全会一致により議案書に記載のとおり決議します。

4 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、9件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農地の賃借料の目安となる実勢賃借料について報告します。平成31年1月から令和元年12月までに締結公告された賃貸借契約における賃借料水準10aあたりは、100円未満切捨て、使用貸借は含まないもので、平均額9,900円、最高額20,000円、最低額900円、データ数は51件でした。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。